

宮城県立都市公園
「仙台港多賀城地区緩衝緑地」及び「宮城県総合運動公園」
における民間活力の導入に関するアンケート調査

公園概要書

本書は、対象公園の1つである「宮城県総合運動公園」について、公園の概要、現況平面図、利用状況、周辺状況などの基本情報を整理したものです。

アンケート調査票にご回答いただくにあたり、対象地の現状や前提条件等を把握するための参考資料としてご活用ください。

宮城県総合運動公園

1 公園概要

(1) 宮城県総合運動公園の設置目的・立地

宮城県総合運動公園（グランディ 21）

【施設の目的】

貴重な緑の宝庫である「県民の森」に隣接する地域特性を活かしながら、地形、川、池などの自然の要素を取り込んだ水と緑の豊かな公園緑地とし、幼児から高齢者までだれもが自由に楽しめるレクリエーションの場を提供するものです。

【立地特性】

事業対象地である宮城県総合運動公園は、宮城県利府町に位置する都市公園です。

JR 利府駅西側約 3 km に位置し、南東側に国道 45 号、周辺に県道 270 号、3 号が通っています。

【アクセス】

- ・JR「利府駅」より徒歩 45 分
- ・JR「利府駅」より宮城交通バス「菅谷台 3 丁目」「菅谷台 4 丁目」までバスで約 10 分
- ・「利府しらかし台インターチェンジ（仙台北部道路）」より車で約 3 分



出典：宮城県資料

図 1 広域図



出典：GEOSPACE CDS プラス（NTT インフラネット）を基に作成

図 2 対象公園の位置図



出典：GEOSPACE CDS プラス（NTT インフラネット）を基に作成

図 3 宮城県総合運動公園の位置図

(2) 宮城県総合運動公園周辺の主要施設

宮城県総合運動公園の周辺における商業施設や娯楽施設、観光施設等の主要施設を以下に示します。

表 1 対象公園周辺の主要施設（宮城県総合運動公園）

分類	施設名称
半径 1 km 内（徒歩約 10 分圏内）	—
半径 3 km 内（自転車 10～15 分圏内）	イオンモール新利府、沢乙北公園、岩切城跡 等
半径 5 km 内（自動車・公共交通機関圏内）	加瀬沼公園、多賀城跡 等



出典：GEOSPACE CDS プラス（NTT インフラネット）を基に作成

図 4 対象公園周辺の主要施設の位置図

(3) 宮城県総合運動公園の施設概要

宮城県総合運動公園は、21 世紀に向けた本県のスポーツ・レクリエーションの拠点として、国際大会をはじめとした国内外の大規模なスポーツ大会が開催できる競技施設と、幼児から高齢者までが楽しめるレクリエーション施設を併設した、水と緑豊かな公園です。

平成 13 年(2001 年)に行われた第 56 回国民体育大会並びに第 1 回全国障害者スポーツ大会、また、平成 14 年(2002 年) 6 月には 2002 年 FIFA ワールドカップサッカー大会で会場として使用されました。

なお、本調査において、宮城県総合運動公園内で民間活力の導入可能性を検討する調査対象範囲は以下となります。

調査対象範囲：

「宮城スタジアム、総合体育館、総合プール、宮城県合宿所、テニスコート、補助競技場、投てき場、駐車場」及びこれらの施設周辺の敷地※を除く全敷地（未供用区域も含む）及び施設

※図 5 に詳細の範囲を示します。

公益財団法人宮城県スポーツ協会が管理する競技・運動施設（宮城スタジアム、総合体育館、プール等）及び駐車場は本調査の対象範囲外の施設となります。

現状は未供用となっている宮城県総合運動公園南側の緑地部分も本調査対象範囲です。

表 2 宮城県総合運動公園の概要

公園名	宮城県総合運動公園（愛称：グランディ 21）
公園種別	広域公園
事業認可時期 （都市計画決定）	昭和 63 年（1988 年）11 月 （昭和 63 年(1988 年)10 月）
所在地	利府町菅谷館 40- 1
面積	約 146. 1ha（供用済：約 103. 7ha 未供用：42. 4ha うち用地取得済み：24. 1ha）
区域区分	市街化調整区域
地域地区	未指定
主な公園施設	宮城スタジアム（ネーミングライツ名：キューアンドエースタジアムみやぎ）、 総合体育館（ネーミングライツ名：セキスイハイムスーパーアリーナ）、 総合プール（ネーミングライツ名：セントラルスポーツ宮城 G21 プール）、 合宿所、テニスコート、補助競技場、投てき場、駐車場 本調査対象 範囲外
	芝生広場、遊具広場、集いの広場 本調査対象 範囲内
駐車台数	3, 352 台（普通 3, 246 台、障がい者用 77 台、大型 29 台）

開園日	【宮城スタジアム、総合体育館、総合プール、合宿所、テニスコート、補助競技場、投てき場】 年末年始（12月29日～1月3日）及び毎週月曜日を除く毎日 本調査対象 範囲外
	【芝生広場、遊具広場、集いの広場】 通年 本調査対象 範囲内
開園時間	【総合体育館、合宿所、テニスコート】 午前9時～午後9時（※日・祝日は午前9時～午後5時） 【宮城スタジアム、補助競技場、投てき場】 午前9時～午後5時 【総合プール】 午前10時～午後8時 本調査対象 範囲外
	【芝生広場、遊具広場、集いの広場】 通年 本調査対象 範囲内
現行の管理運営	指定管理者制度 <管理対象施設> 宮城スタジアム、総合体育館、総合プール、合宿所、テニスコート、補助競技場、投てき場、駐車場 指定管理者： 公益財団法人宮城県スポーツ協会 指定期間： 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5か年） 本調査対象 範囲外
	<管理対象施設> 緑地部分（芝生広場、遊具広場、集いの広場等） 指定管理者： 株式会社東北ダイケン 指定期間： 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5か年） 本調査対象 範囲内

出典：宮城県資料、宮城県 HP-宮城県総合運動公園概要
(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikan/sougoup-gaiyou.html>)
グランディ・21 宮城県総合運動公園 HP (<https://www.mspf.jp/grande21/>)
宮城県総合運動公園 指定管理者 HP (<https://tohokudaiken-management.com/miyagi-park/>)

※ただし、□□で示す範囲の敷地及び施設は、
本調査の対象範囲外とします。





図 6 宮城県総合運動公園 区域図2

出典：GEOSPACE CDS プラス（NTT インフラネット）を基に作成

(4) 利用状況

宮城県総合運動公園の年間来園者数を以下に示します。

平成 28 年度(2016 年度)をピークに令和 3 年度(2021 年度)まで減少傾向が続きましたが、令和 4 年度(2022 年度)以降は回復傾向に転じ着実に増加しています。

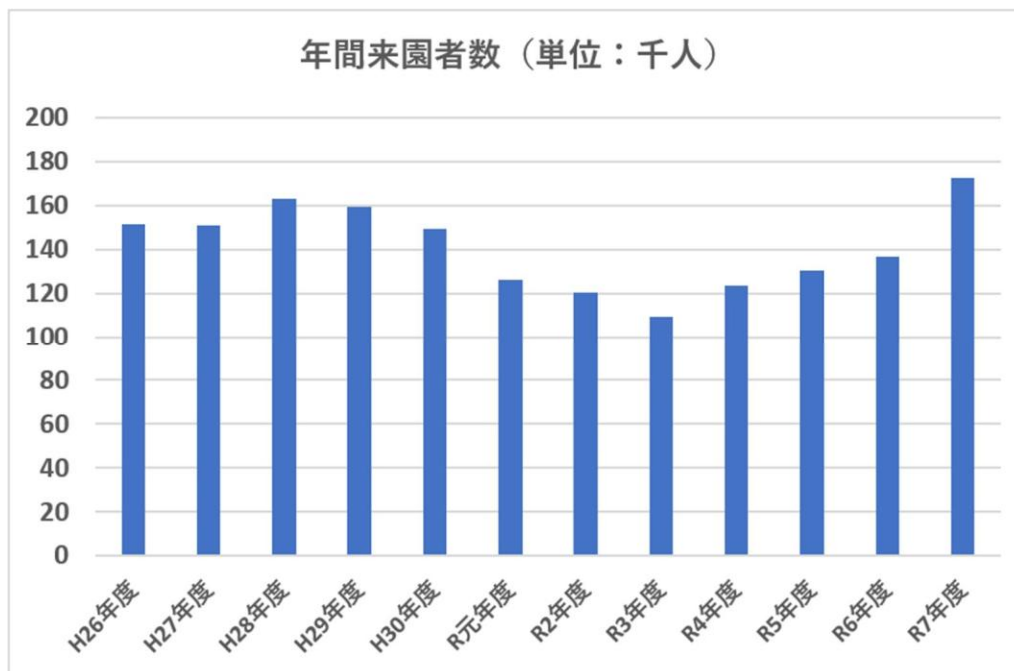


図 7 年間来園者数（宮城県総合運動公園）

宮城県総合運動公園の来園者の属性や公園に対する各種ニーズを確認するため、来園者アンケート調査を実施しています。以下に、令和8年5月～7月におけるアンケート調査の結果を示します。

■宮城県総合運動公園 （回答者数 253 名）

1) 来園人数

来園人数について、全体の約7割が2～4人（2人、3人、4人）のグループで利用しており、少人数グループが多く利用している傾向にあると考えられます。

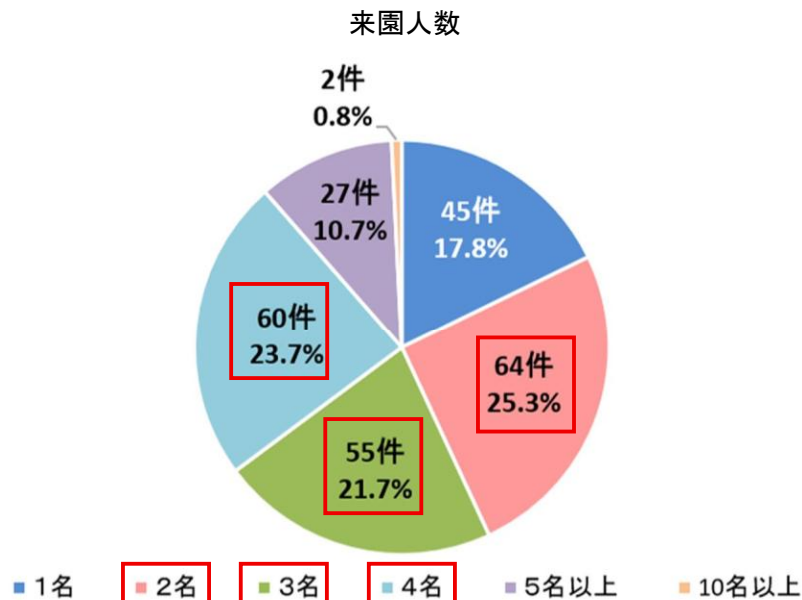


図 8 来園人数（宮城県総合運動公園）

2) 同伴者

同伴者について、半数以上が家族（家族（大人中心）、家族（未就学児連れ）、家族（小中学生連れ））と回答しており、家族連れに多く利用されていると考えられます。

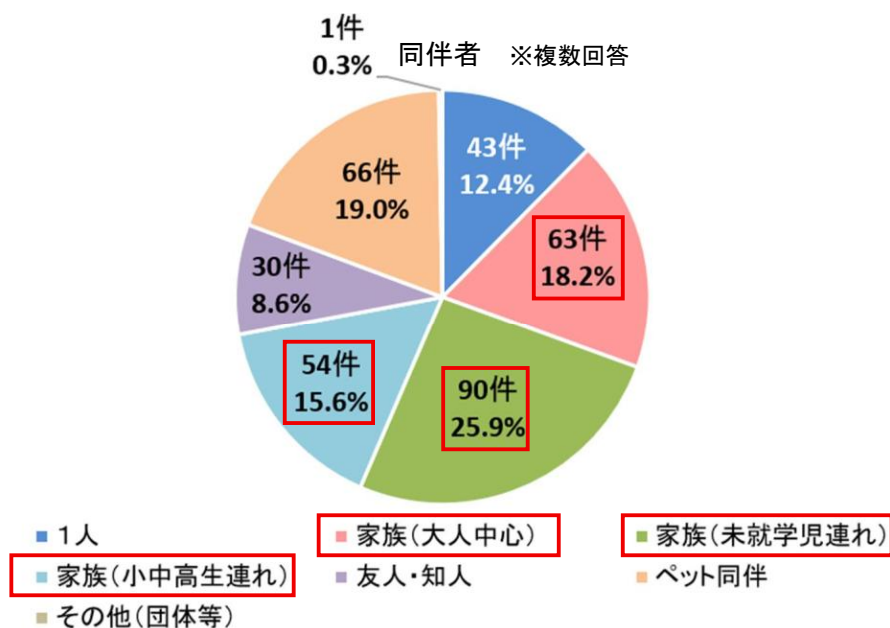


図 9 同伴者（宮城県総合運動公園）

3) 来園頻度・来園目的

来園頻度について、月に数回以上（ほぼ毎日、週に数回、月に数回）利用する来園者が約7割を占めています。

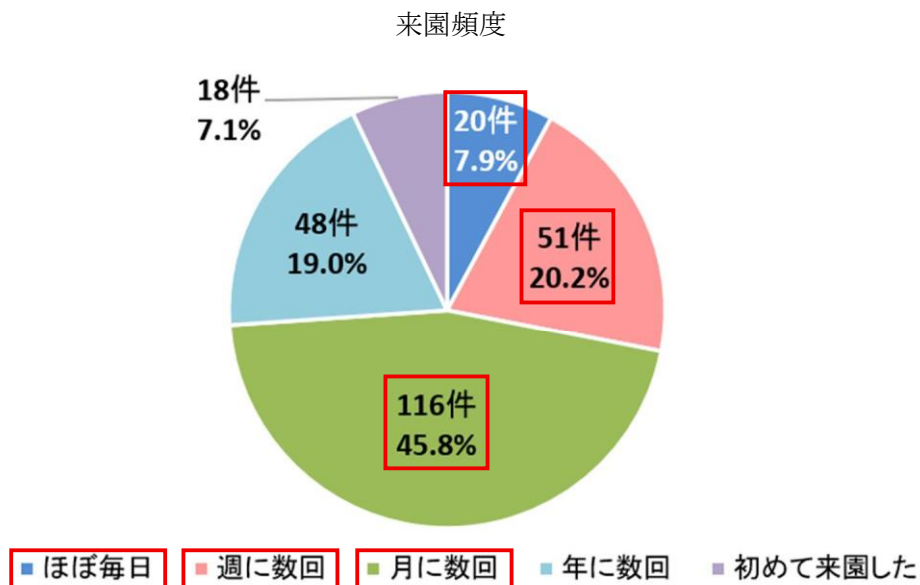


図 10 来園頻度（宮城県総合運動公園）

来園目的について、「子どもを遊ばせる」が全体の3割以上を占めています。

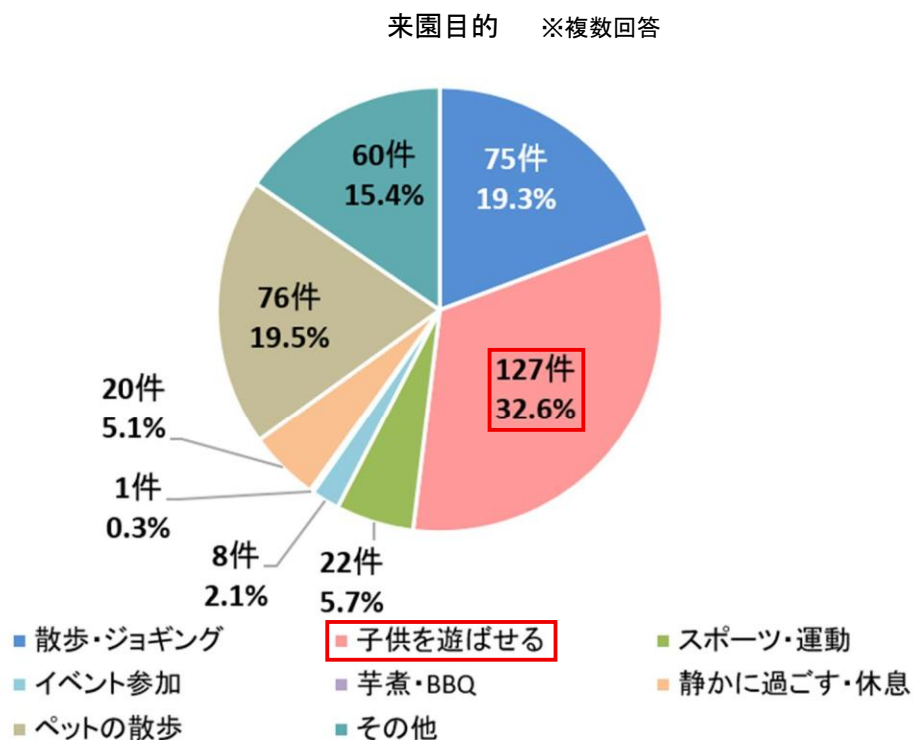


図 11 来園目的（宮城県総合運動公園）

来園頻度 × 来園目的(複数回答)

※クロス集計

※n=来園頻度に関する設問の単純集計における有効回答数

来園頻度について、週に数回以上（ほぼ毎日、週に数回）と答えた利用者の多くが、「散歩・ジョギング」または「ペットの散歩」を目的として公園を利用し、来園頻度が月に数回以下（月に数回、年に数回、初めて利用した）と答えた利用者の多くが、「子どもを遊ばせる」ことを目的として公園を利用している傾向にあると考えられます。

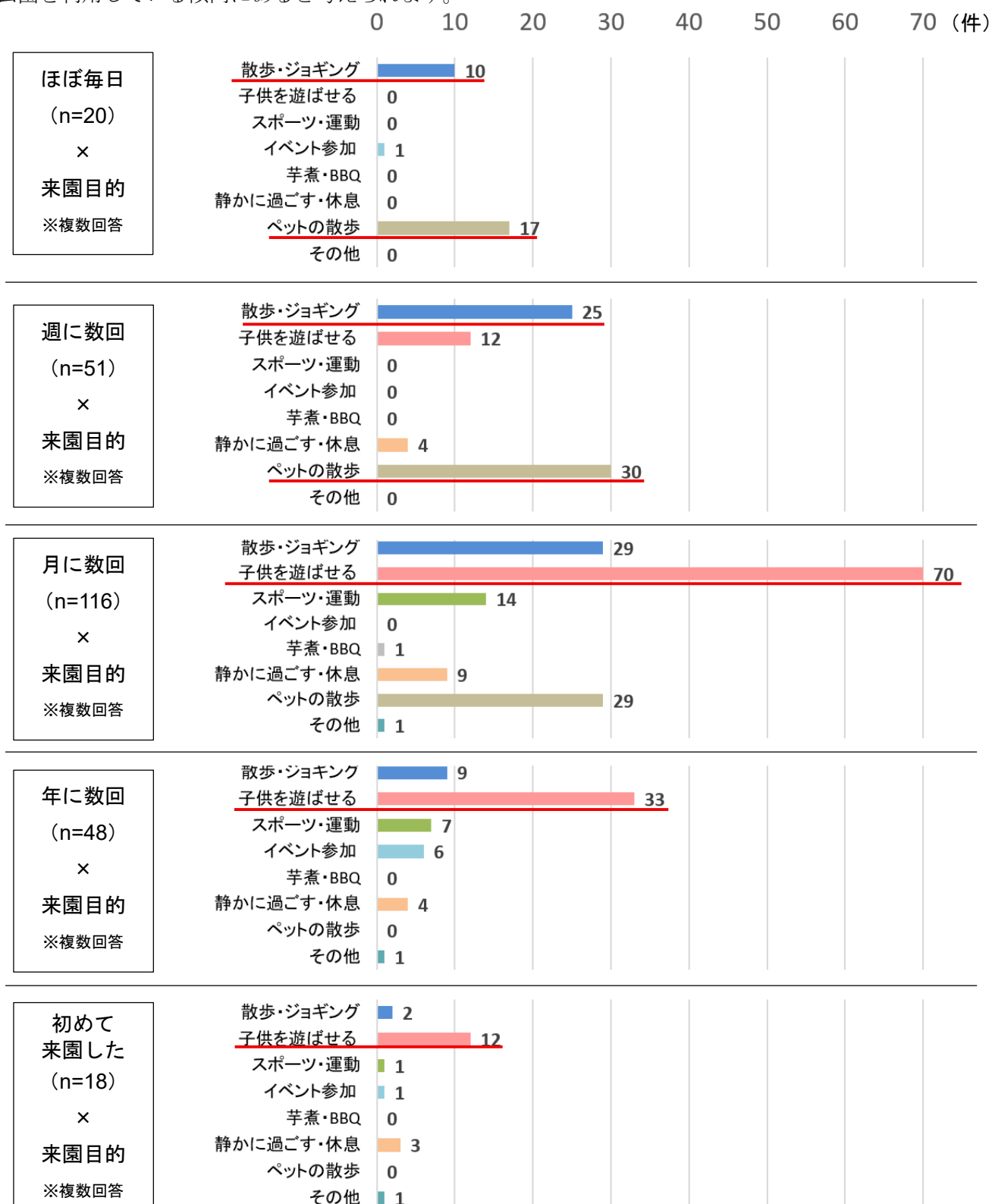


図 12 来園頻度 × 来園目的（宮城県総合運動公園）

4) 居住地・来園手段

居住地について、「県内（仙台市）」と「県内（仙塩地区）」が全体の9割以上を占めています。

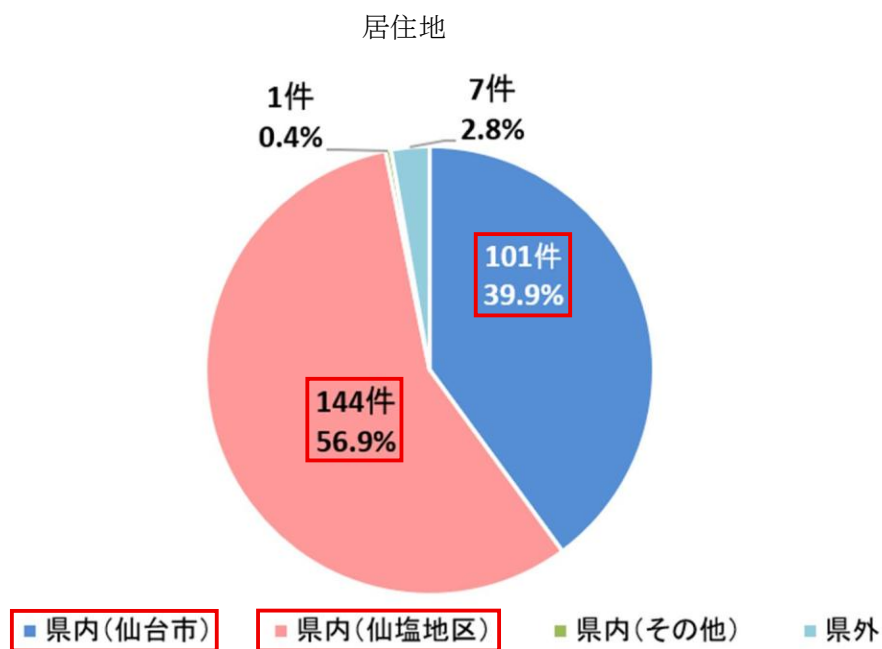


図 13 居住地（宮城県総合運動公園）

来園手段について、自家用車が約9割を占めています。

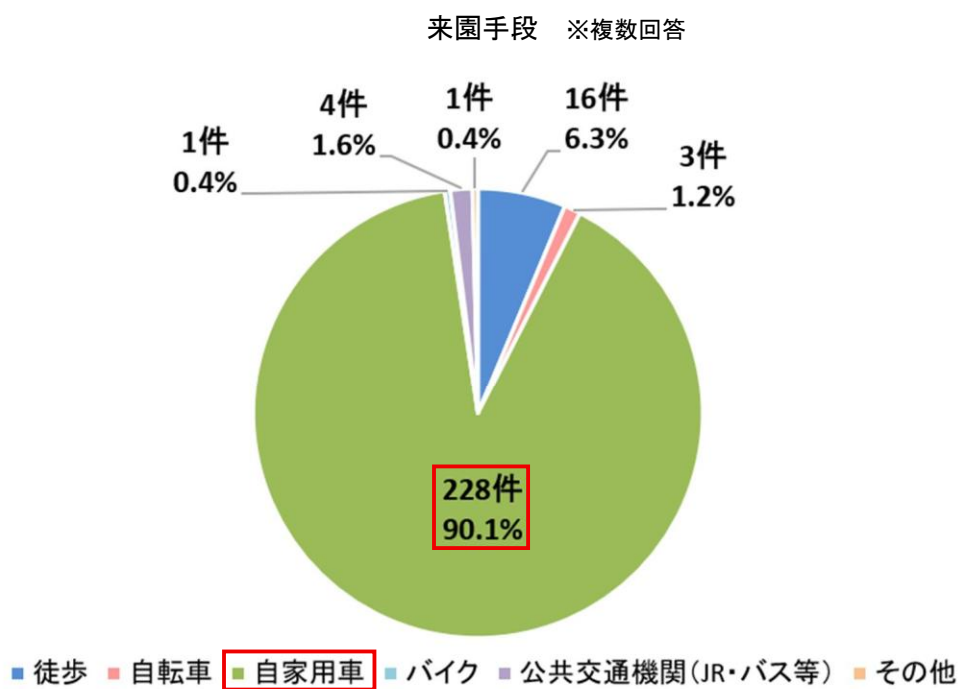


図 14 来園手段（宮城県総合運動公園）

居住地 × 来園手段(複数回答)

※クロス集計

※n=居住地に関する設問の単純集計における有効回答数

すべての項目で、「自家用車」が最も多く、県外からの利用者に限らず自家用車で来園していると考えられます。

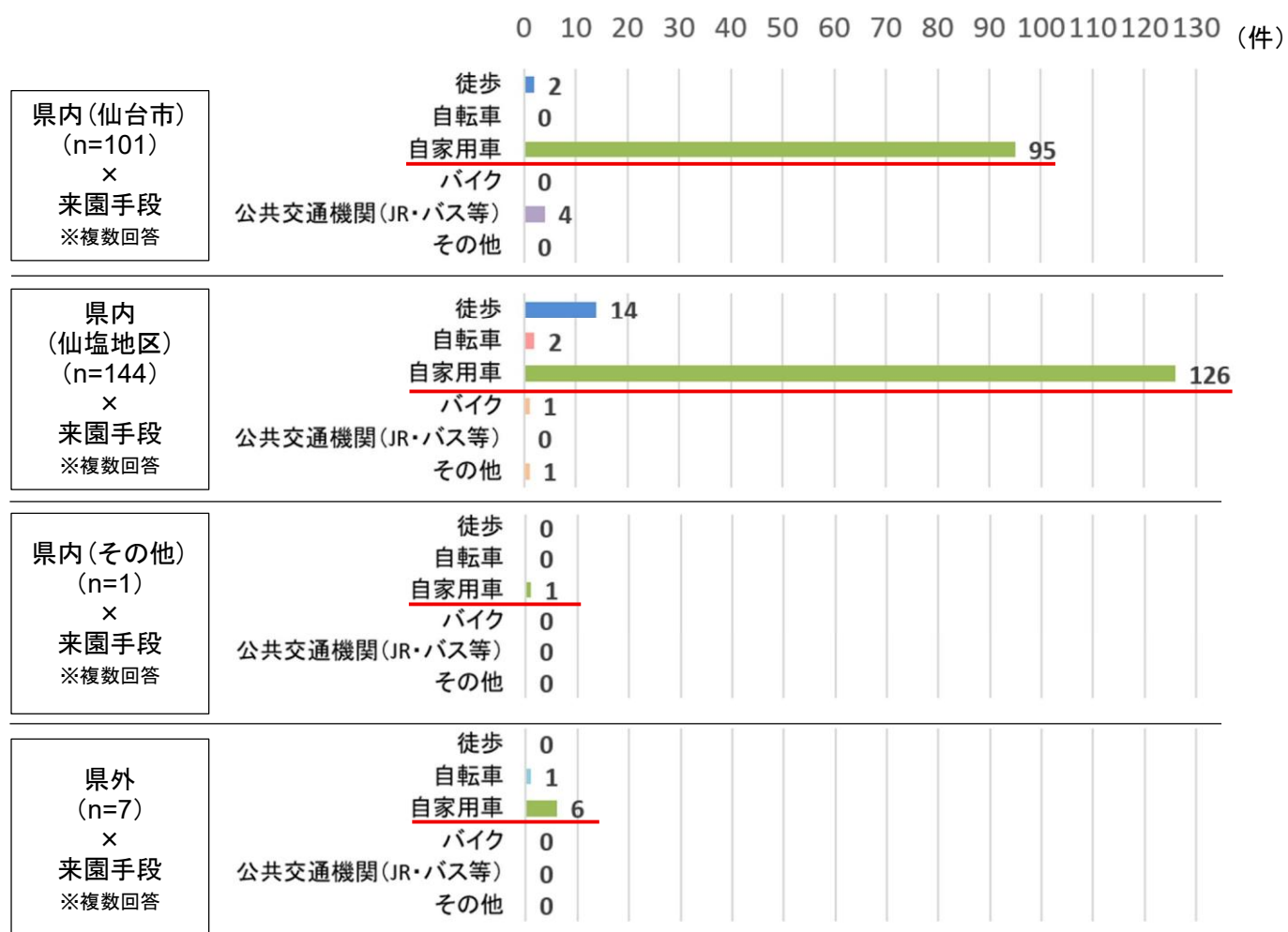


図 15 居住地 × 来園手段 (宮城県総合運動公園)

5) 利用者ニーズ

1. 設置希望施設、希望利用料金

設置希望施設について、「カフェ」が最も多く回答されており、次いで「売店・農産物直売所」「屋内こども遊び場」の回答が多くなっています。

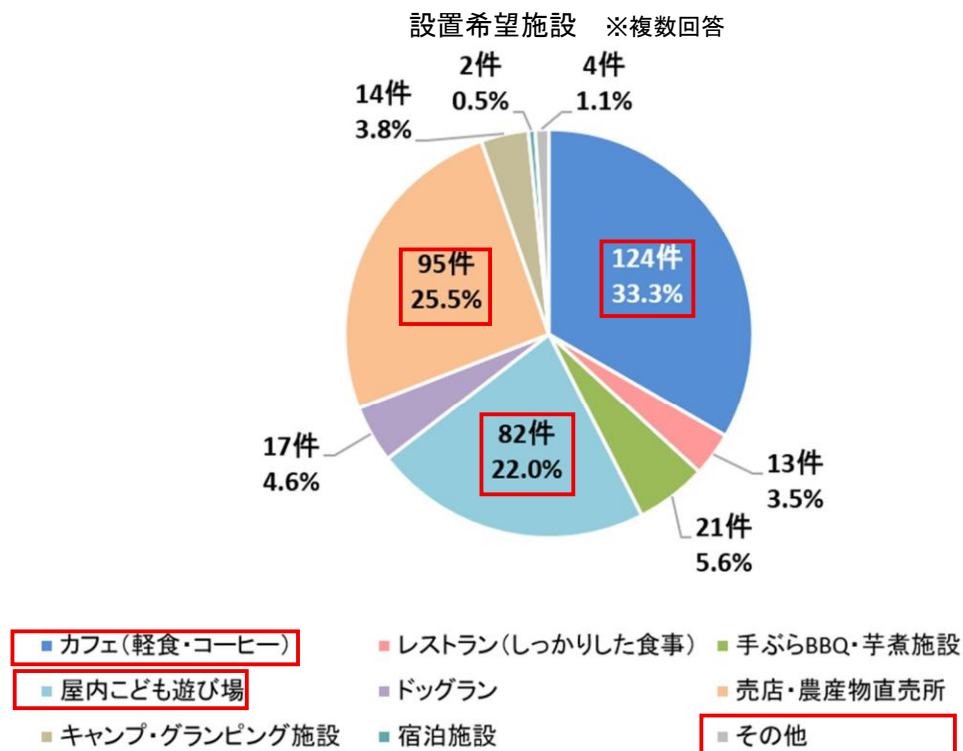


図 16 設置希望施設（宮城県総合運動公園）

設置希望施設に対して利用したいと考える料金について、「500 円程度、1,000 円～1,500 円程度」が 7 割以上を占めています。

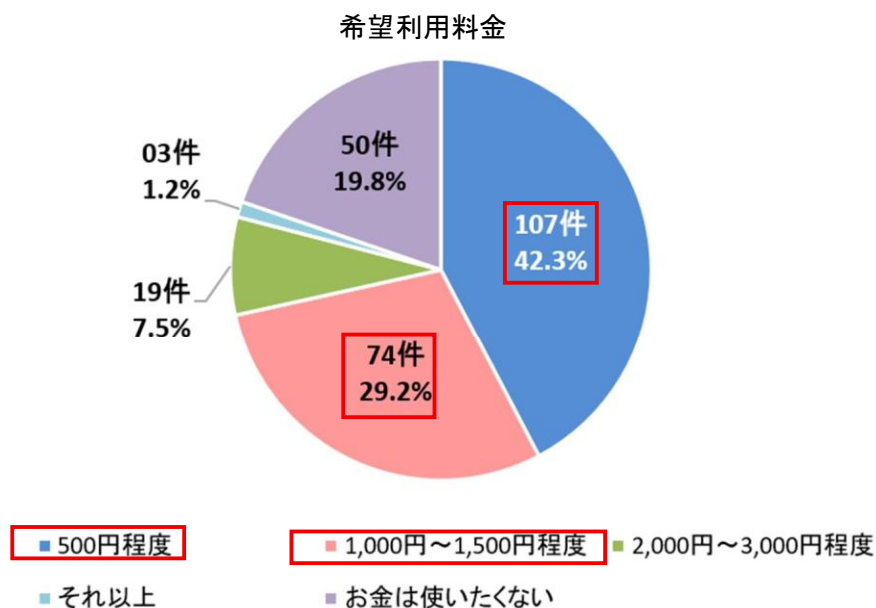


図 17 希望利用料金（宮城県総合運動公園）

希望利用料金×設置希望施設(複数回答)

※クロス集計

※n=希望利用料金に関する設問の単純集計における有効回答数

希望利用料金で回答件数が多い「500 円程度、1,000 円～1,500 円程度」の項目で、「カフェ（軽食・コーヒー）」が最多となっており、低価格帯で利用できる飲食施設のニーズが高いと考えられます。また、「お金は使いたくない」の項目で、「屋内こども遊び場」「売店・農産物直売所」がそれぞれ約 3 割を占めています。

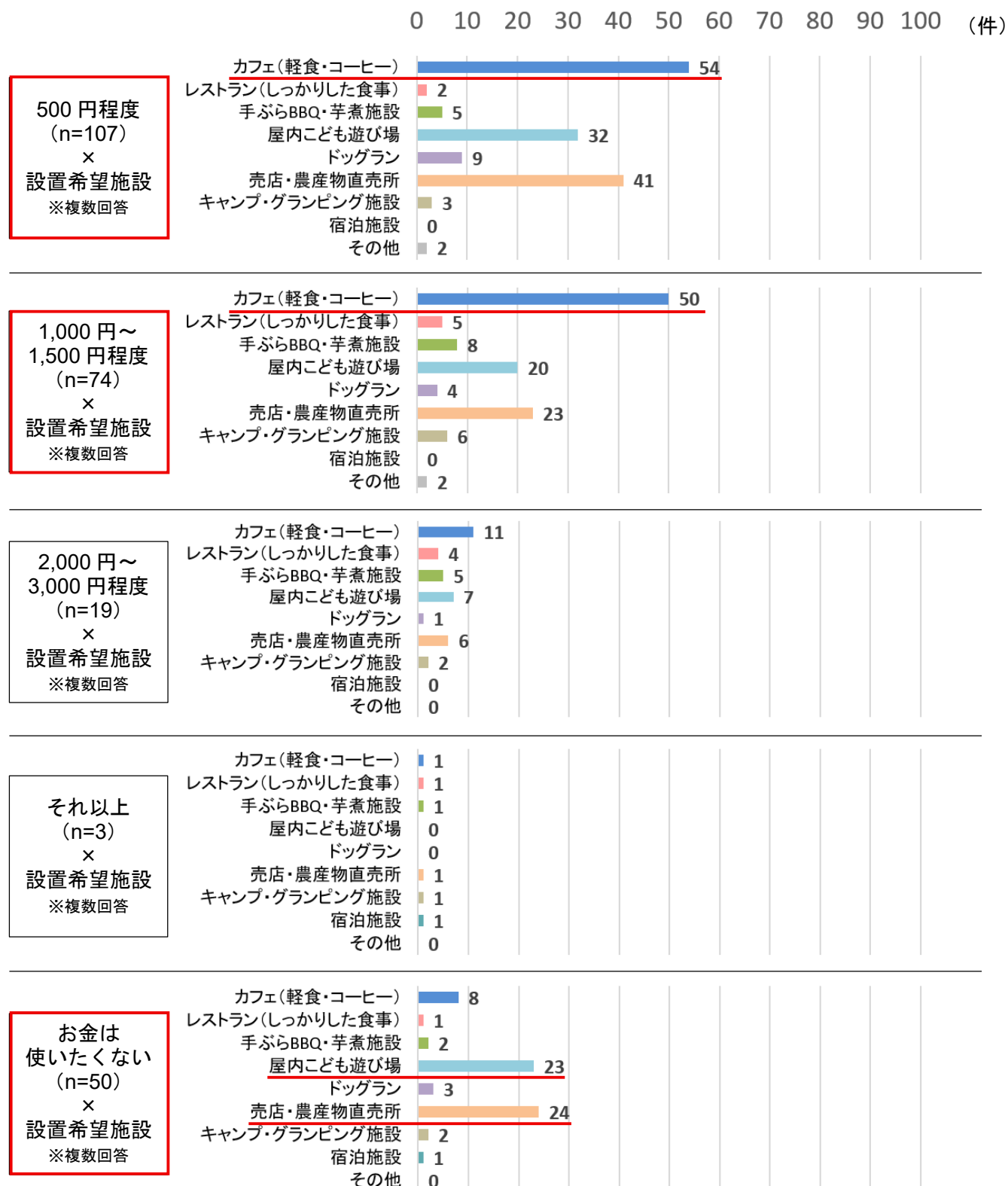


図 18 希望利用料金×設置希望施設（宮城県総合運動公園）

2. 利用希望時間帯

利用希望時間帯について、4割が「日中」と回答しており、1割が「早朝」の利用を希望する回答となっています。

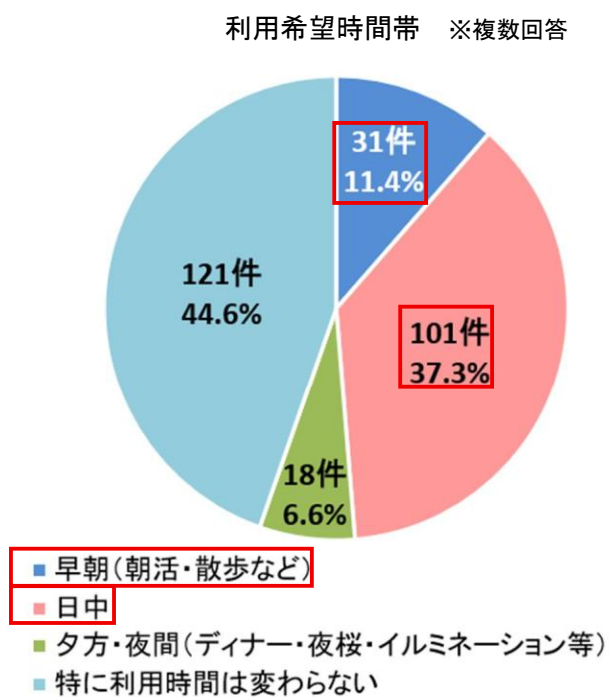


図 19 利用希望時間帯（宮城県総合運動公園）

2 参考資料

(参考1) 上位・関連計画上での位置付け

各公園の整備方針に関連する上位・関連計画における各公園の位置づけや方針等の関連内容を以下に示します。両公園は、市街地の緑の拠点および防災公園機能として位置づけられているほか、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点として整備するものとしています。

表 3 上位・関連計画一覧

宮城県総合運動公園			
1)	計画名	宮城県土木・建築行政推進計画（2021～2030） アクションプラン（中期）	策定年 令和7年3月
	関連内容	<県立都市公園全般に関する内容> ● 自然とのふれあいや、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点となる県立都市公園の安全・安心な利用環境を、子供からお年寄りまで幅広い年齢層へ提供する。 ● 災害発生時における防災機能を確保するため、有効性の高い整備と適切な維持管理を実施していく。 ● 魅力度向上に向けて、来園者のニーズを的確に踏まえた施設の整備を行う。	
2)	計画名	仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	策定年 令和6年6月
	関連内容	● 大規模な都市公園（仙台港多賀城地区緩衝緑地、岩沼海浜緑地、加瀬沼公園、宮城県総合運動公園等）は市街地内の緑の拠点と位置づけ、その整備と適正な管理を図る。 ● 宮城県総合運動公園、宮城野原公園を健康増進とスポーツ振興の拠点として位置づける。 ● 「宮城県総合運動公園」「加瀬沼公園」「仙台港多賀城地区緩衝緑地」は、災害発生時の復旧・復興本部、災害活動支援拠点、資材・生活物資中継基地及び広域避難場所となる防災公園機能の役割について位置づけていく。	

(参考2) 法規制等の整理

宮城県総合運動公園の法規制等の条件を以下に整理します。

<主な法規制>

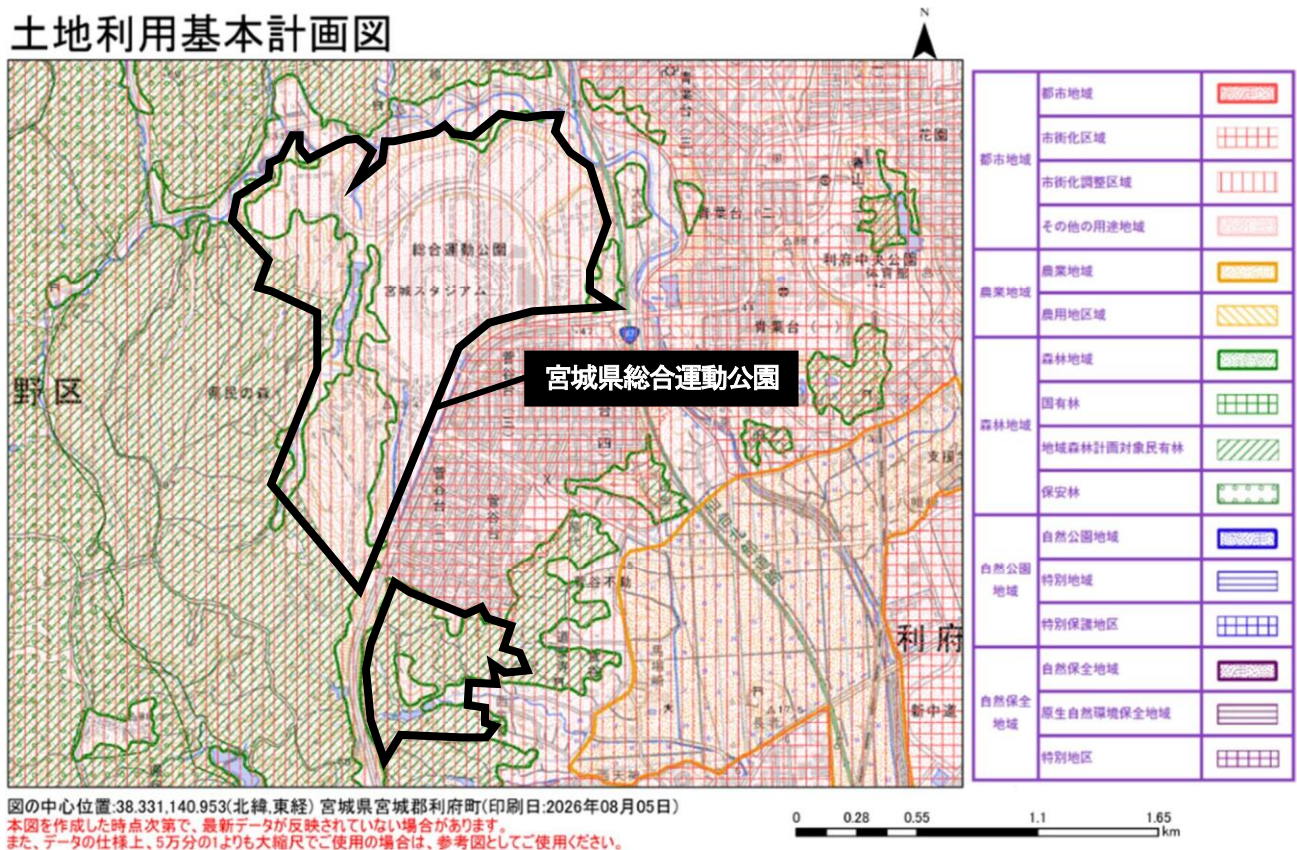
A) 都市計画法

- ・ 同法上の区域区分である市街化調整区域に位置しています。

B) 森林法

- ・ 本公園内の一部が、同法に基づく森林地域、地域森林計画対象民有林に位置しており、立木の伐採、土地の形質変更などを行う場合は届出をする必要があります。

土地利用基本計画図



出典：国土交通省「土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)」を基に作成

図 20 事業対象地及びその周辺の土地利用規制の状況 (宮城県総合運動公園)

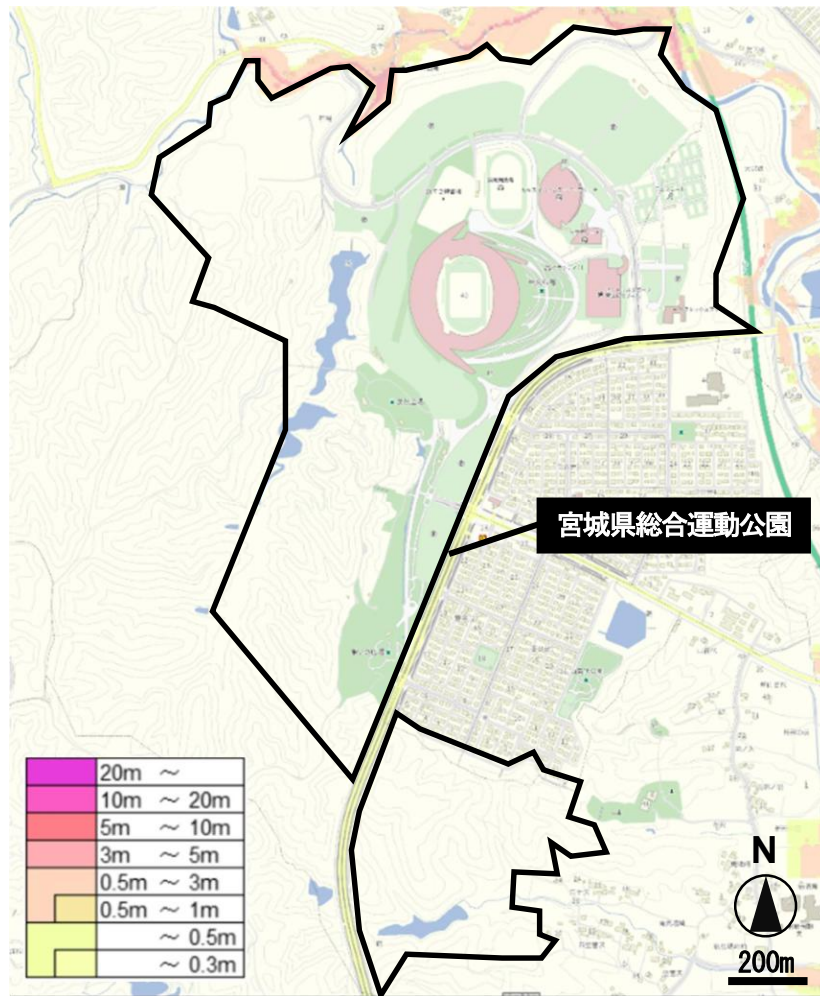
(参考3) ハザードマップの整理

宮城県総合運動公園のハザードマップの該当状況を以下に整理します。

<ハザードマップ>

宮城県総合運動公園は、洪水浸水想定区域、津波・高潮浸水想定、土砂・地盤災害危険区域には該当していません。

参考として、宮城県総合運動公園周辺の「洪水浸水想定区域（想定最大規模）」を以下に示します。



出典：GEOSPACE CDS プラス（NTT インフラネット）※を基に作成

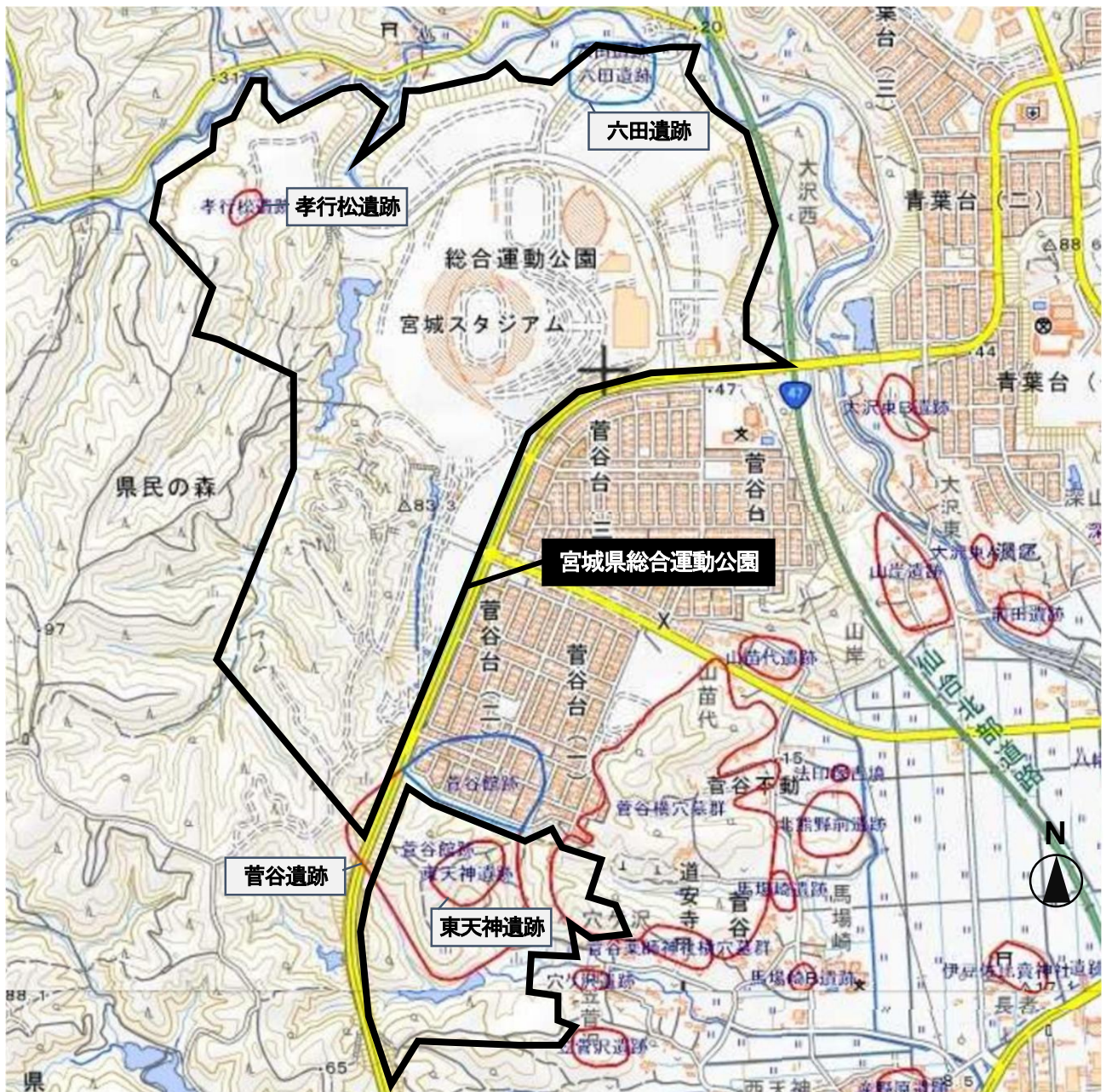
※国土交通省「ハザードマップポータルサイト」の情報を参照

図 21 ハザードマップ「洪水浸水想定（想定最大規模）」（宮城県総合運動公園）

(参考4) 文化財の分布

宮城県総合運動公園の文化財の分布状況を以下に整理します。

- ・ 宮城県総合運動公園には、六田遺跡、孝行松遺跡、菅谷遺跡、東天神遺跡の4つの遺跡が分布しています。このうち、菅谷遺跡、東天神遺跡が本調査対象範囲（未供用区域）に位置しています。供用されているエリア内の一部に孝行松遺跡、六田遺跡、菅谷遺跡があります。
- ・ これらの遺跡に近接して建築・土木工事等の開発行為を行う場合には、文化財保護法に基づき事業計画策定段階での協議及び届出書の提出が必要になります。



出典：利府町 HP「文化財関係手続き及び様式集」

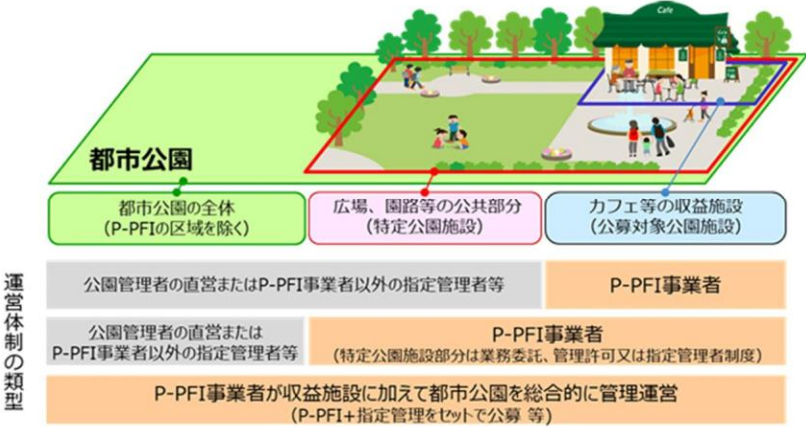
(<https://www.town.rifu.miyagi.jp/gyosei/soshikikarasagasu/syougai/bunka/3573.html>)

図 22 文化財の分布（宮城県総合運動公園）

（参考5）想定する民間活力活用手法

都市公園の整備・維持管理運営における代表的な官民連携の事業手法の概要は以下のとおりです。具体的な事業スキームについては現時点で確定しておらず、本アンケート調査等を通じて事業者の皆様のご意見・ご提案を幅広くお伺いした上で検討を進める予定です。

表 4 想定される民間活力活用手法の例

手法	概要						
業務委託	● 維持管理等の専門的業務について、民間事業者へ発注し業務遂行すること。						
設置管理許可制度 （管理許可）	● 公園管理者以外の者に対し、都市公園内における公園施設の設置、管理を許可できる制度である。 ● 都市公園法第5条において、民間事業者が売店やレストラン等を設置し、管理できる根拠が規定されている。 ● 事業期間は最長10年（更新可）。						
指定管理者制度	● 「公の施設」の管理運営を行う事業者を募集・指定し、管理権限を委任するもの。						
公募設置管理制度 （Park-PFI）	● 平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設（例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等）の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。 ● 事業期間は20年以内。 ■公園全体の整備・運営体制のイメージ図  運営体制の類型 <table border="1"> <tr> <td>公園管理者の直営またはP-PFI事業者以外の指定管理者等</td> <td>P-PFI事業者</td> </tr> <tr> <td>公園管理者の直営またはP-PFI事業者以外の指定管理者等</td> <td>P-PFI事業者 （特定公園施設部分は業務委託、管理許可又は指定管理者制度）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">P-PFI事業者が収益施設に加えて都市公園を総合的に管理運営 （P-PFI+指定管理をセットで公募等）</td> </tr> </table>	公園管理者の直営またはP-PFI事業者以外の指定管理者等	P-PFI事業者	公園管理者の直営またはP-PFI事業者以外の指定管理者等	P-PFI事業者 （特定公園施設部分は業務委託、管理許可又は指定管理者制度）	P-PFI事業者が収益施設に加えて都市公園を総合的に管理運営 （P-PFI+指定管理をセットで公募等）	
公園管理者の直営またはP-PFI事業者以外の指定管理者等	P-PFI事業者						
公園管理者の直営またはP-PFI事業者以外の指定管理者等	P-PFI事業者 （特定公園施設部分は業務委託、管理許可又は指定管理者制度）						
P-PFI事業者が収益施設に加えて都市公園を総合的に管理運営 （P-PFI+指定管理をセットで公募等）							
PFI	● 公園施設の整備等を民間の資金・経営能力等を活用して行うもの。						
コンセッション	● 所有権を自治体に残したまま、公共施設の運営権を民間事業者へ与えるもの。						
包括的民間委託	● 包括的な業務や施設を包括的に委託すること。						
その他	● 都市公園法に基づく「行為の許可」によるイベントの開催など。						